

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市東部老人福祉センター	所在地	旭川市東旭川南1条6丁目
設置目的	老人福祉法に規定する施設として、地域の高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を援助する。		
規模	敷地面積:1,957.70㎡ 建築面積:767.97㎡ 延床面積:946.00㎡ 構造:鉄筋コンクリート造一部2階建 室名:娯楽室、図書室、作業室及び軽作業室、集会室、浴室・脱衣室、訓練室、相談室、健康相談室兼医務室、事務室、その他	設置年月日	昭和56年6月8日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	ワーカーズコープ指定管理者グループ	指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日			
指定管理業務の内容	(1) 生活、身上及び職業の相談指導、健康相談、保健指導及び機能回復訓練、講演会、講習会その他教養講座の開催、趣味及び軽作業の指導、レクリエーション及びクラブ活動の促進、その他市長が必要と認める事業に関すること。 (2) センターの使用の承認等に関すること。 (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。	指定管理料(千円)	R4	19,995	千円	
			R5	19,995	千円	
			R6	19,995	千円	
			R7	19,995	千円	
			R8	21,008	千円	

3 総合評価

施設所管部の評価（1次評価）	管理運営方法の見直し		
	指定期間中の導入効果及び課題	<導入効果> ① 直営時（H16）と経費を比較すると、北部老人福祉センターとあわせて年間約300万円以上の節減効果があった。 ② 回覧板での周知（予定表の配布）や地域のお店でのイベントチラシ掲示をお願いするなど、地域と密着した施設としての認知度が高まった。 <課題> ① 施設設備の老朽化で改修改善が必要な箇所が増えており、計画的な対応が求められている。 ② 立地場所の環境上、狭隘な駐車スペースとなっているため、車で来庁する利用者から駐車場の拡大について継続して要望されている。	
	今後の管理形態	■ 指定管理者制度 □ 直営	
		理由	・経費については指定管理制度導入前と比較すると、削減効果が見られる。 ・各種事業の実施内容については、利用者の意見や要望を反映させ、市民サービスの向上に繋がっている。 ・よって、今後も引き続き指定管理者制度を継続すべきと判断する。
	指定管理者制度を継続する場合		
	選定方法	■ 公募 □ 非公募	
	非公募の場合、その理由		
	今後の改善点		
	・更新が必要な施設設備があるため、計画的な更新を行い、安定した施設運営に努める。 ・利用実態や介護保険制度の普及などの環境の変化を踏まえ、施設が提供する機能や事業の整理を行ない、効果的な活用を図る。		
	制度所管部等の評価（2次評価）	仕様書に基づき適正に管理運営されているとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜が総合的に供与されている。また、直営時と比較して経費削減が図られていることから、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 今後は利用実態を踏まえ、提供する機能の見直し等の運営の効率化を積極的に進められたい。	